



発行 税理士法人 **中央総研**
 桑名市大福 406-1
 TEL 0594-23-2448
 FAX 0594-23-3303
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
 URL: http://mie-cri.com

今月の担当

河野 智美
 森 真子

日本銀行、マイナス金利解除 — 金融正常化へ一歩 —

【はじめに】

桜の季節となって参りました。
 「あをによし奈良の都は咲く花の薫ふがごとく今盛りなり」
 さて、2024年度の「税制改正法」と「予算」は、3月28日の参議院本会議で賛成多数で可決・成立しています。

更に、春めいたこの時期に、重要統計が軒並みに発表されています。

（1）経常黒字 4,382 億円

財務省発表（3月8日）の1月の国際収支統計（速報）によると、訪日客の増加等により経常収支の黒字は4,382億円になり、12ヶ月連続の黒字です。

（2）実質 GDP（改定値）一転プラスに

内閣府発表（3月11日）の10～12月期の実質GDP（改定値）によると年率0.4%増になりました。

2023年10～12月期 GDPはプラス改定（%）		
	改定値	速報値
実質 GDP	0.1	▼0.1
年率換算	0.4	▼0.4

（3）企業物価 0.6%上昇

日銀発表（3月12日）の2月の企業物価指数（速報値）によると前年同月比で0.6%上昇しました。

（4）家計の金融資産、過去最大の2,141兆円

日銀発表（3月21日）の10～12月期の資金循環統計（速報）によると、12月末時点の家計の金融資産は前年同月比5.1%増の2,141兆円で、5四半期連続で過去最高を更新しました。

この金額は、国家予算（112.6兆円）の19.0倍の規模となります。スゴイの一言ですね。

【日本銀行、マイナス金利解除】

（1）日銀は、「金融政策決定会合」でマイナス金利政策を含む**大規模緩和の解除**を決めました。

植田和男総裁の記者会見	
17年ぶりに利上げに踏み切った理由	賃金と物価の好循環の強まりが確認されてきた。

追加の利上げを急がない考えも示唆した。	当面、緩和的な金融環境が継続すると考えている。
金融政策の正常化へ踏み出す。	2007年2月の利上げを最後に、一貫して緩和を続けてきた日銀の金融政策は、正常化へ一歩、踏み出すことになる。

（2）金融政策決定会合で決めた内容

日銀が3月19日に決めた内容	
マイナス金利政策の解除	短期金利を0～0.1%に誘導する。
長短金利操作（YCC）の撤廃	長期国債の買い入れは継続する。
リスク資産の買い入れ終了	上場投資信託（ETF）と不動産投資信託（REIT）は即時買い入れを終了する。
	社債とコマーシャルペーパー（CP）は1年後をメドに買い入れを終了する。

※YCCとは、イールドカーブ・コントロールを云う。

（3）日本はようやく金融緩和の出口に立つ

金融緩和の出口に立つ		
中央銀行	消費者物価上昇率	政策金利
日 銀	3.1%	0～0.1% 17年ぶり利上げ
FRB	4.1%	5.25～5.50% 年内の利下げ視野
欧州中銀	5.4%	4.5% 年内の利下げ視野

（4）メガバンク3行の金利

メガバンク3行は**普通預金の金利**を、0.001%から**0.02%**に、20倍に引き上げました。100万円を1年間預金した場合の利息が10円から200円になります。

《代表社員 笹谷 俊道》

「さくら」の語源は…？

「咲く」に複数を意味する「ら」を加えたものとされています。また他説として、春に里にやってくる稲（サ）の神が憑依する座（クラ）だからサクラであるとも考えられています。

定額減税

令和6年分所得税の定額減税について、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定されました。

国税庁は2月5日、「令和6年分所得税の定額減税Q&A」を公表しました。6年分所得税の定額減税の実施要領案について、全59の問いと答えが示されています。

定額減税が実施されるタイミングは、所得の内容によって異なり、給与所得者、公的年金受給者、事業所得者等に分かれます。

給与所得者は主たる給与支払者（甲欄）から令和6年6月1日以降に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税が実施されます。

定額による所得税額の特別控除の適用（定額減税）を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）で、減税額は以下の表の通りです。

所得税	本人 30,000 円＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数×30,000 円 ※居住者に限ります
個人住民税	本人 10,000 円＋控除対象配偶者＋扶養親族の人数×10,000 円 （控除対象配偶者を除く同一生計配偶者 10,000 円は令和7年度分の所得割の額から控除） ※国外居住者を除きます

6月に支給される給与等から源泉徴収される所得税から控除しきれない場合は、以後令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収される所得税の額から順次控除されます。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税が限度となります。

給与計算の担当者は、6月給与から定額減税を実施するために事前に「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書」、年末調整時に「令和6年分 年末調整に係る定額減税のための申告書」を配布・回収し控除対象等の確認・修正を行う必要があります。

<河野>

電子取引データについて

令和6年1月以降、申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

対象となるのは、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書等の書類です。電子データでやりとりした場合が対象となるため、紙でやりとりをした場合は、紙での保存となります。

また、電子データは受け取った側だけではなく、送った側も保存する必要があります。

従業員を雇用する際の賃金や労働時間等の労働条件を記載した『労働条件通知書』や『雇用契約書』を電子メールにデータを添付したり、クラウド上でのやりとりをした場合も、電子取引に該当するため電子取引データの保存が必要になります。

ECサイトでの物品の購入や、インターネットバンキングを利用した取引も電子取引に該当します。この電子取引にも注意点があります。

ECサイトでの物品の購入の場合

インターネット上で領収書等データを確認できるようになったタイミングが電子取引の授受があったタイミングと考える。

ECサイト上で領収書等データの確認が随時可能な場合は、必ずしも領収書等データを保存してなくても差し支えない。

インターネットバンキングを利用した場合

振込等に係る取引年月日・金額・振込先名等が記載されたデータは、電子取引データの保存が必要となり、1件の振込で振込先が複数ある場合は、各振込先・振込金額が確認できる書類等の保存がある場合は、金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等での保存も可能。

オンライン上の通帳や入出金明細等の確認が随時可能な場合は、ダウンロードによるデータの保存がなくても差し支えない。

ECサイトでの物品の購入もインターネットバンキング利用時も、データの確認が随時可能な状態であることが必要になりますが、過去の履歴を閲覧できる期間が各税法に定められた保存期間前に満了する場合には、データの保存が必要になるため、注意が必要です。

<森>

日本の三大桜とは？

- ① 山梨県北巨摩郡武川村
- ② 岐阜県本巣市根尾谷
- ③ 福島県田村郡三春町

- 山高 神代桜（やまたか じんだいざくら）
淡墨桜（ねおだに うすずみざくら）
三春 滝桜（みはる たきざくら）